

大潟村 農業の紹介

2021年版



秋田県大潟村

Homepage



Instagram



YouTube



Facebook



Twitter



Weblog



目 次

I. かつて日本第二の湖だった	2
II. 湖から新生の大地に	2
III. 新生の大地に全国38都道県から589名が入植	6
IV. 水稻単作経営から田畑複合経営に	7
V. 農家戸数と認定農業者の概要	8
VI. 大潟村農業の現況とあゆみ《各種統計データを交えて》	
1. 農業生産の状況【農作物の作付面積】	10
2. 水稻の作付け状況	10
3. 農業産出額（農業粗生産額）の推移	11
4. 経営概況【八郎潟中央干拓地入植農家経営調査報告書から】	12
5. 環境・消費者ニーズに対応した農法への移行	13

I. かつて日本第二の湖だった

かつて八郎潟は、北緯40°東経140°〔10°単位の経緯度交会点は国内で大潟村のみ〕を中心に、東西12km・南北27km・周囲82km・総面積22,024haと、琵琶湖に次いで日本第二の広さを誇り、日本海に通じる半かん湖で、約70種を超える魚介類の宝庫でした。水深は最深部でも4～5mに過ぎず、干拓しやすい条件を持っており、湖底は平坦で、大部分は肥沃な重粘土質土壌で覆われていました。



干 拓 前



干 拓 後

II. 湖から新生の大地に

八郎潟の開発計画は、安政年間に払戸村〔現在の男鹿市払戸〕の渡部斧松の「八郎潟疎水案」に始まり、国営構想としても何度か計画されたものの、財政等の事情により実施には至りませんでした。

昭和27年7月、秋田市に「農林省八郎潟干拓調査事務所」が設置され、本格的な調査を実施し、干拓事業の有用性が内外に認められました。昭和31年に農林省は、オランダの対外援助機関「N E D E C O」の技術協力を得て、「八郎潟干拓事業計画」を完成し、昭和32年4月には秋田市に「八郎潟干拓事務所」を設置して、国の直轄事業として「国営八郎潟干拓事業」に着手しました。

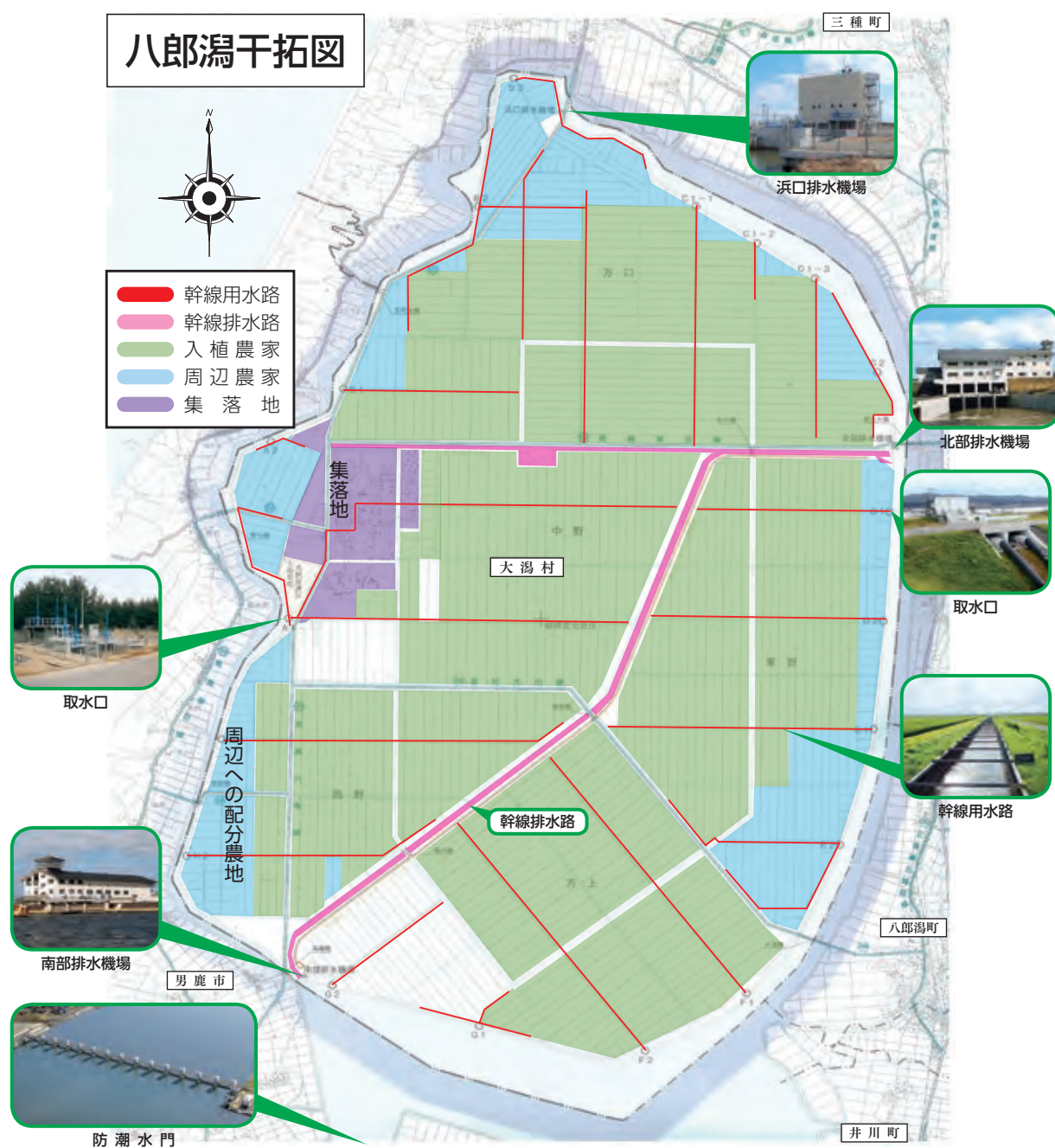
着工以来、工事は順調に進み、昭和40年8月には「八郎潟新農村建設事業団」が設置され、昭和41年5月の干陸後に「新農村建設事業」が進められました。こうして**20年**に及ぶ歳月と総事業費**約852億円**の巨費を投じた世紀の大事業として、昭和52年3月で完工し、八郎潟の湖底は17,229haの新生の大地に生まれ変わったのです。

数字で見る八郎潟干拓

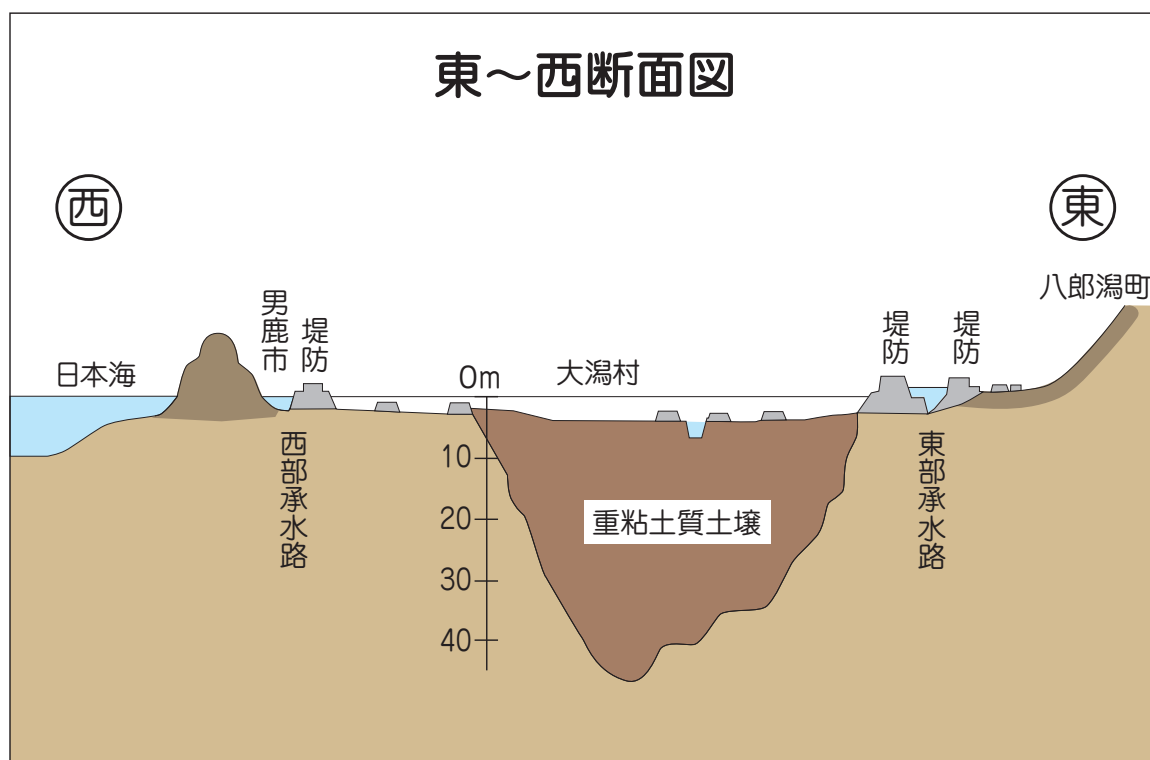
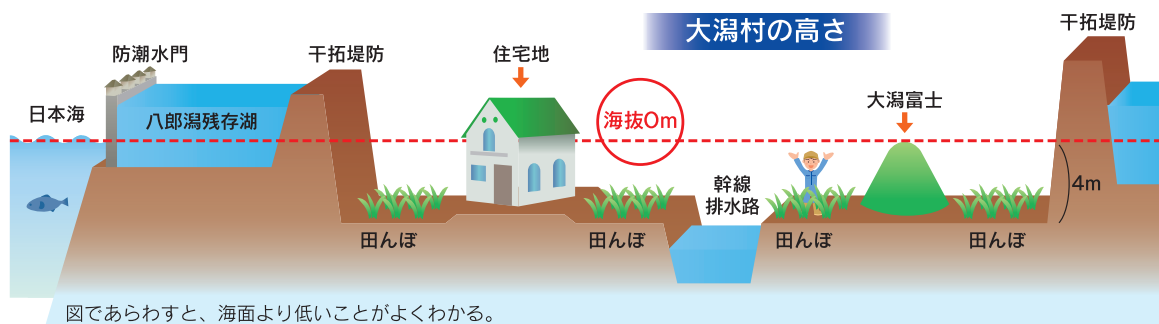
区 分	地区面積	地区面積の内訳				農地配分戸数	
		農 地	集落用地	施設用地	その他の用地	入 植	増 反
中央干拓地	※1 15,666ha [17,005]	11,755 ha	ha 730	ha 2,235	ha 946	戸 589	戸 2,072
		①入植農家 8,976					
		※2 ②公共機関 931 ③周辺農家 1,848					
周辺干拓地 (周辺市町の行政区画)	1,563	1,047	—	516	—	—	2,373
計	17,229	12,802	730	2,751	946	589	4,445

※1 [] は行政区画面積

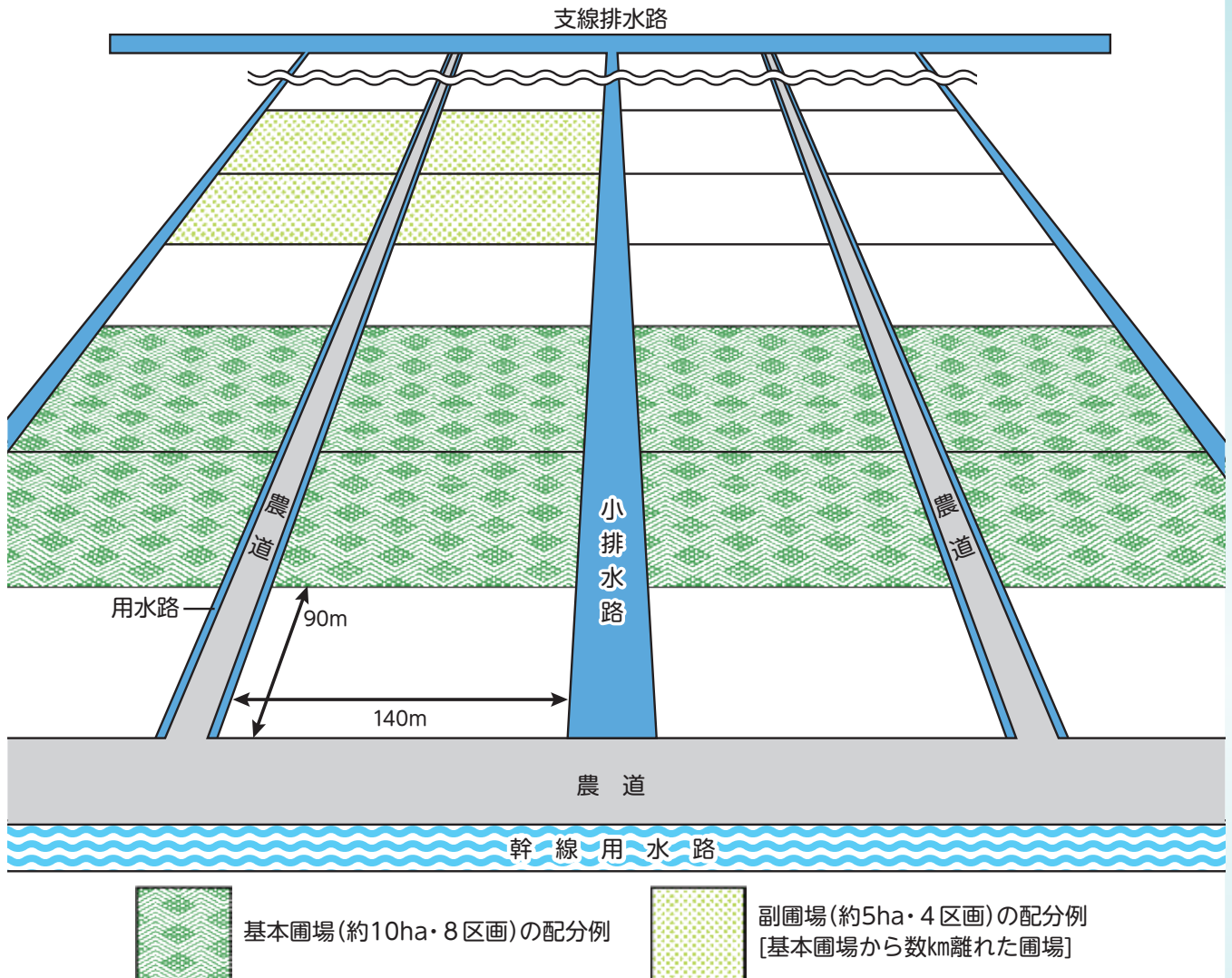
※2 ①入植者への農地配分面積 ②公的機関団体への農地配分面積 ③漁業権補償による周辺農家への農地配分面積



八郎潟干拓地の断面図



圃場の標準区画図



1. 農地1区画の面積：140m×90m÷1.25ha

2. 1農家当たりの農地配分面積：約15ha〔1.25ha×12区画〕

1農家当たり約15ha〔12区画〕の農地は、基本圃場約10ha〔8区画・隣接2団地〕と数キロメートル離れた所に副圃場約5ha〔4区画・1団地〕の3団地に分かれて配分されておりましたが、昭和56・57年と平成元・2年の二回にわたる農業委員会の農地交換分合事業により農地の集約化が図られています。

◎参加農家数・対象面積：389戸 6,000ha

◎交換分合による移動面積：2,969ha

◎集約化率（交換分合実施時）：58.5%〔交換分合前 1,221団地➡ 交換分合後 734団地〕

Ⅲ. 新生の大地に全国38都道県から589名が入植

入植者は、全国からの入植希望者の中から選抜された新農村建設のパイオニアです。

大潟村への入植は、昭和41年に第一次入植者を選抜、一年間の入植訓練の後、翌42年に家族と共に入植し、43年から営農を開始しています。以後順に第二次から第四次まで460名が入植したところで、昭和45年から始まった米生産調整〔新規開田抑制施策〕に伴い入植を一時中断しました。

その後、昭和49年に第五次入植者120名が入植し、国営事業での入植は580名で終了しました。

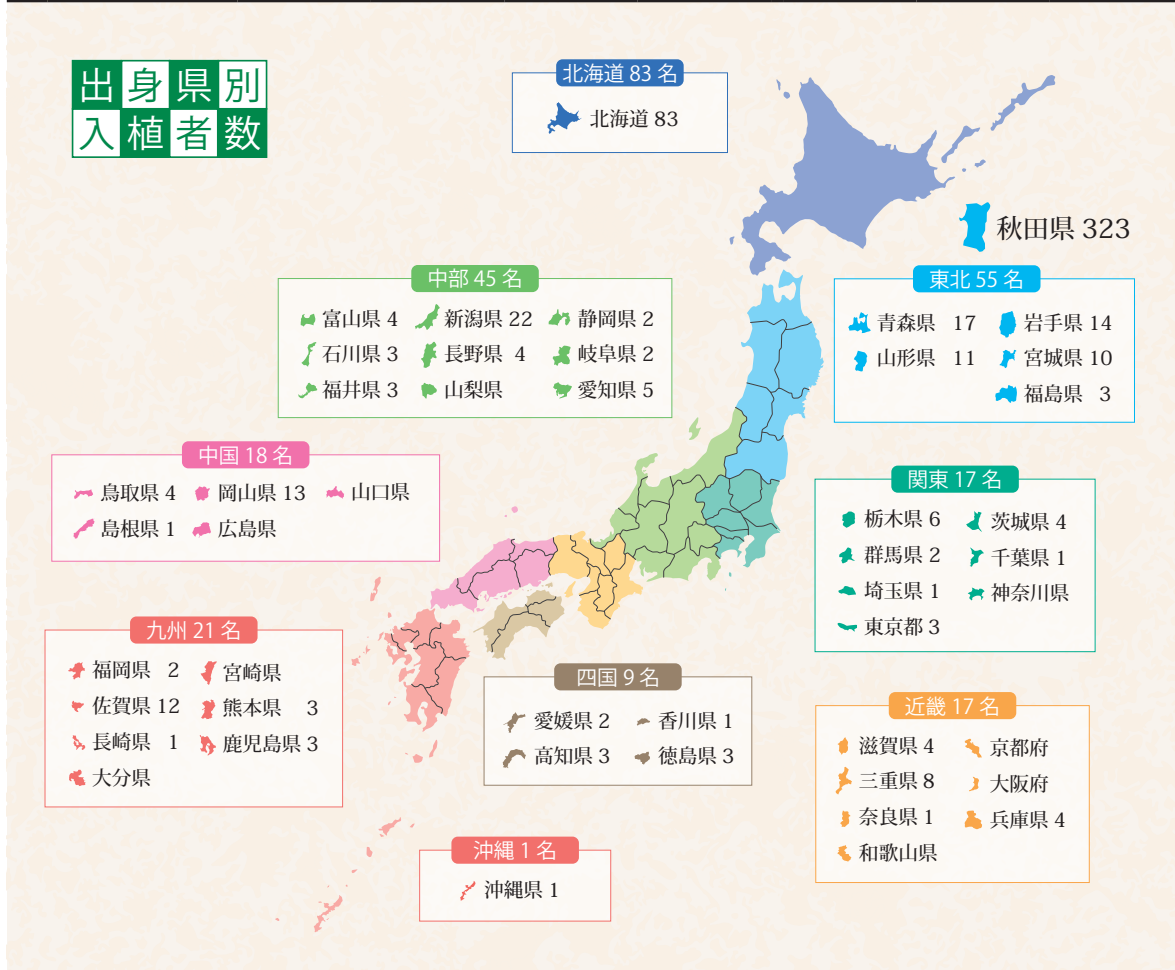
さらに、昭和53年に県単事業で玉川ダム建設に伴う入植者9名を加え、全国38の都道県から計589名が入植しました。

年次別入植者数

一時中断

〔単位：人〕

入植年次	一 次	二 次	三 次	四 次	五 次	県 単	計
入植者数（名）	56	86	175	143	120	9	589
応募者数	615	281	309	389	870	—	2,464
入 植 年	昭和42	43	44	45	49	53	
営 農 開 始 年	昭和43	44	45	46	50	55	



Ⅳ. 水稲単作経営から田畑複合経営に

八郎潟干拓事業は主要食糧（米）の増産を目的に着手されたこともあり、当初は1戸当たり「10haの水稲単作経営」の営農が行われました。しかし、第一次入植の営農開始後間もない昭和45年に米の生産調整が始まり、水稲単作経営での入植は第四次入植で中断し、昭和48年に営農計画が「当分の間、田と畑の面積をおおむね同程度とする15ha規模の田畑複合経営」に変更されました。

従って、第一～四次入植者には5haを追加配分して15haに、第五次入植者には15haの農地配分が行われました。

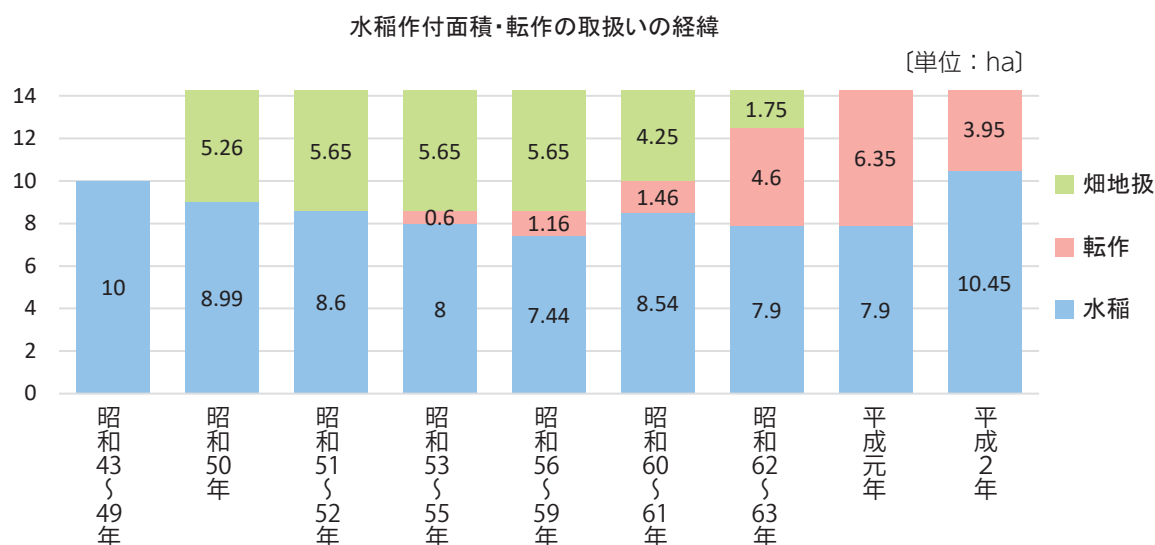
干拓地の土壌は、極めて排水の悪い重粘土質土壌で畑作に不向きな土壌条件です。それに加え、栽培する畑作物は、面積規模から麦・大豆等の土地利用型作物が主体となり、単位面積当たりの収益性は米と比較してはるかに低いうえ転作奨励金の対象外でした。

こうした中、入植者が国の指導に反発して稲作上限面積を超えて稲を作付けし、国の是正指導で青刈りするという、マスコミ等で全国的に報道された事態に至りました。

村としては、排水対策を主体とした畑作に対する各種補助事業制度の導入を図りながら、国に対し「15ha全面水田取り扱い・県内一般農家並みの転作率」の実現について再三にわたって要望活動を展開し続け、ようやく、平成2年に15年間を要して全面水田としての取扱いが認められました。

この間、年々稲作上限面積を守らない農家が約半数まで増え続け、こうした農家による自由米流通の急激な増加とマスコミ等で全国的に報道された昭和60年の不正規流通米検問など、様々な問題が発生しました。このことは、入植農家間に大きなしこりを残すと共に、農政に対する大きな不信となりました。

農政に翻弄された村ですが、現在は、国による生産数量目標の配分も廃止され、各自が需要に応じた米の生産をしており、環境保全型農業や都市と農村との交流に取り組みながら、八郎潟干拓の目的であった豊かな新農村の創造に向けて新たな村づくりを展開しています。



V. 農家戸数と認定農業者の概要

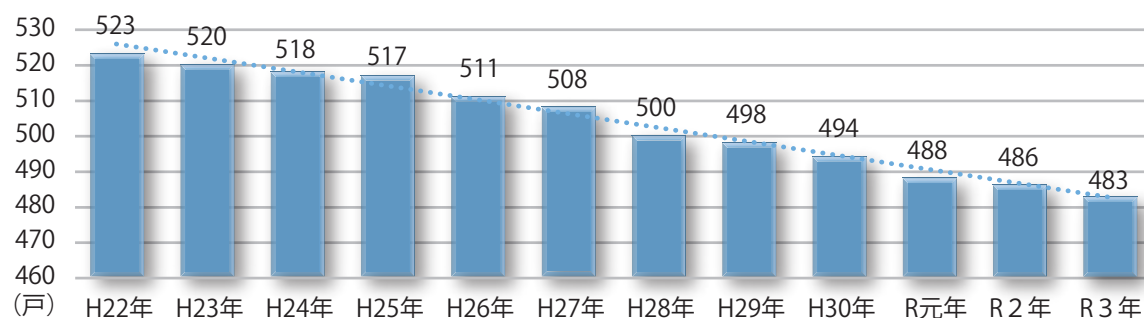
1. 農家戸数と経営面積

当初589戸あった農家戸数は年々減少しており、令和2年4月時点では486戸まで減少しました。しかし、その農地は村内の農業者に継承されており、耕作放棄地もないため、1戸あたりの平均経営面積は年々増加し、当初の15haから**現在は18.4ha**となっています。

また、近年は近隣市町の農家が村内農家に農地を売却し離農するケースが増えており、経営面積はさらに増加傾向にあります。

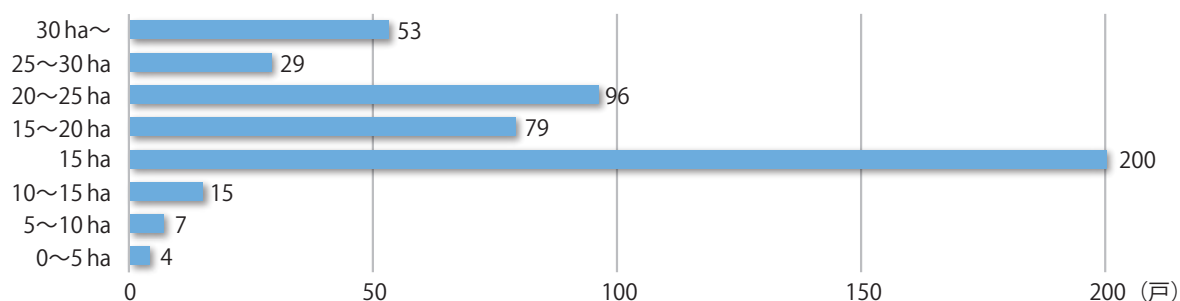
① 農家戸数の推移

〔各年4月現在〕



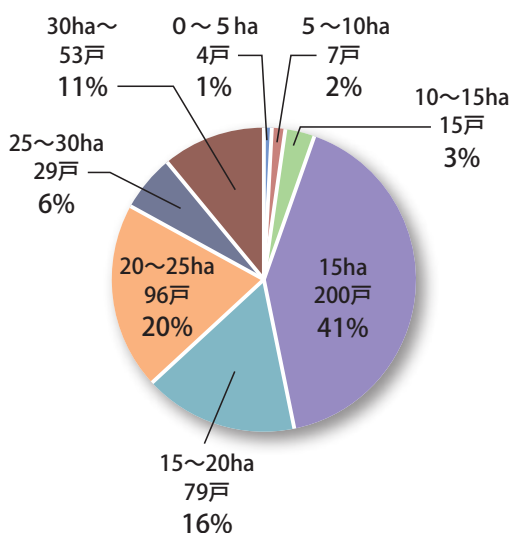
経営耕地面積規模別戸数 (483戸)

〔令和3年4月現在〕



農家戸数 (483戸)

〔令和3年4月現在〕



2. 認定農業者の概要

○経営・生産の総合的な振興に関する基本方針

大潟村の農業生産は、米を主体に畑作では大豆・麦類による土地利用型作物をはじめとして南瓜・ニンニク・タマネギ等による高収益作物と、野菜や花き等の施設園芸を組み合わせた複合経営が行われていますが、近年、米価の下落など農業経営を取り巻く環境変化により、経営基盤の強化が更に求められています。

このため、稲作の高い生産力を維持しつつ、さらに畑作部門を強化した生産構造を確立するとともに、地域農業の担い手として今後育成すべき経営体を明確にし、こうした経営体に対して複合化の支援を重点的に実施することによって、収益性の高い農業経営の実現を進めています。

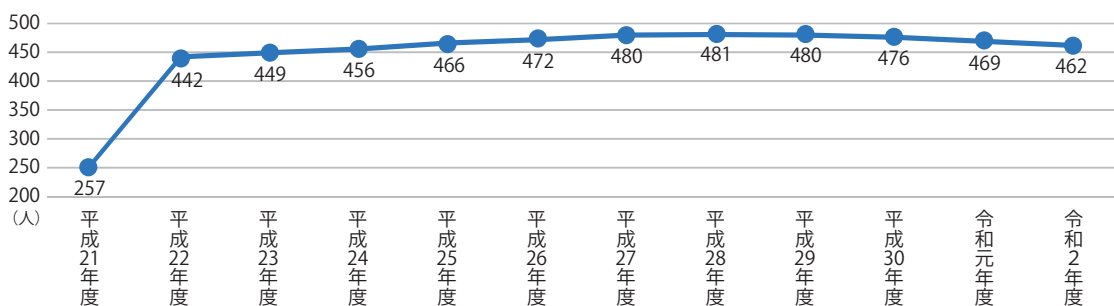
○効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

大潟村における優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人当たり）1,800～2,000時間程度、1経営体当たりの年間農業所得1,000万円程度の水準を実現できるものとし、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すこととしています。

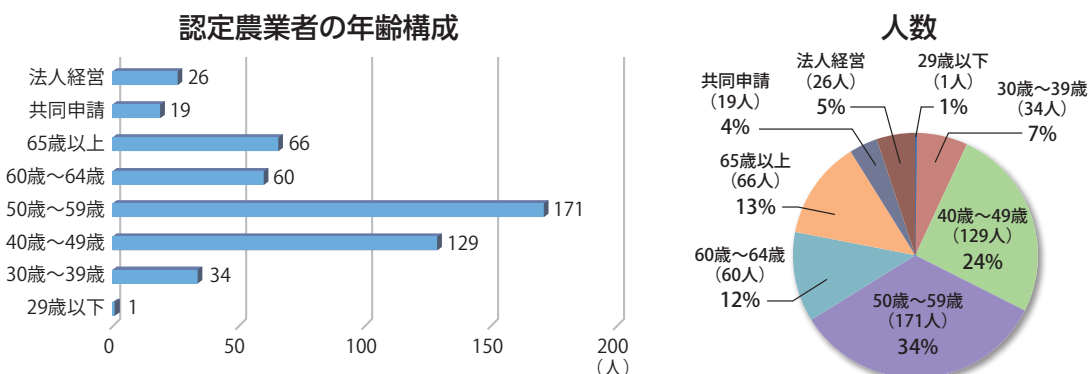
○認定農業者数（令和3年3月末現在）

認定農業者数	うち法人	うち女性	うち共同申請
462経営体	26経営体	22経営体	19経営体

○認定農業者数の推移



○認定農業者の年齢構成等（令和3年4月現在）



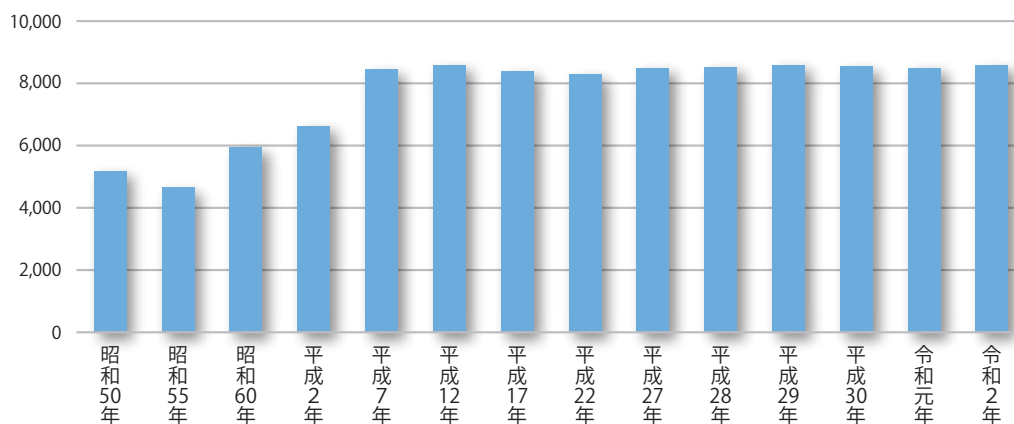
Ⅵ. 大潟村農業の現況とあゆみ

1. 農業生産の状況【農作物の作付面積】

開村当初は、麦・大豆を主体とした土地利用型作物を主体に畑作が行われていましたが、全面水田扱いとなった平成2年以降は米の作付けが増加し、ほぼ全面水稲での営農が行われ現在まで続いています。

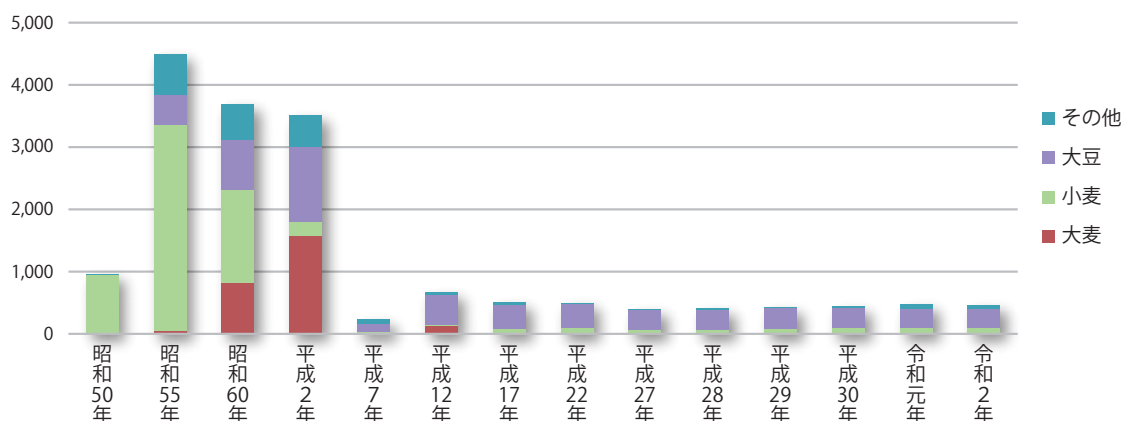
水稲の作付け

〔単位：ha〕



畑作の作付け（二毛作含）

〔単位：ha〕

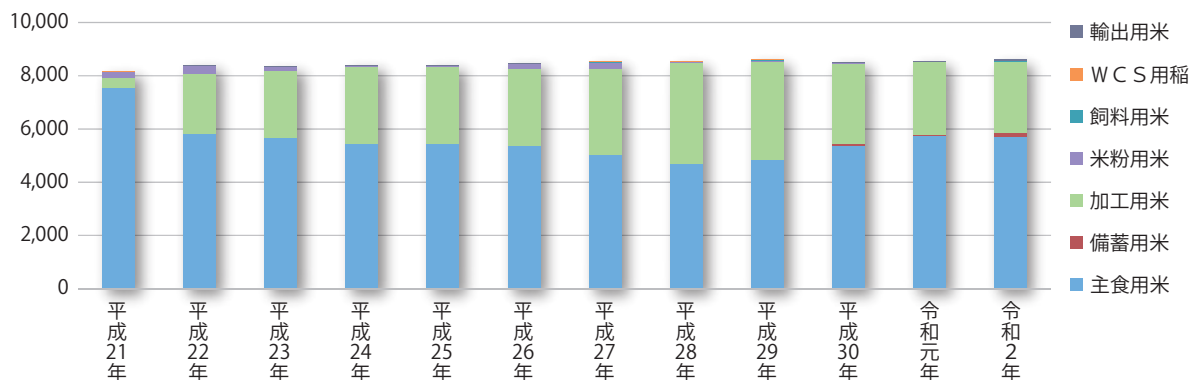


2. 水稲の作付け状況

平成22年度からの戸別所得補償制度を機に加工用米による米転作が拡大し、全国有数の地域となっています。経営所得安定対策に移行した平成25年度以降も定着し、現在も取組が続いています。

米転作の状況

〔単位：ha〕

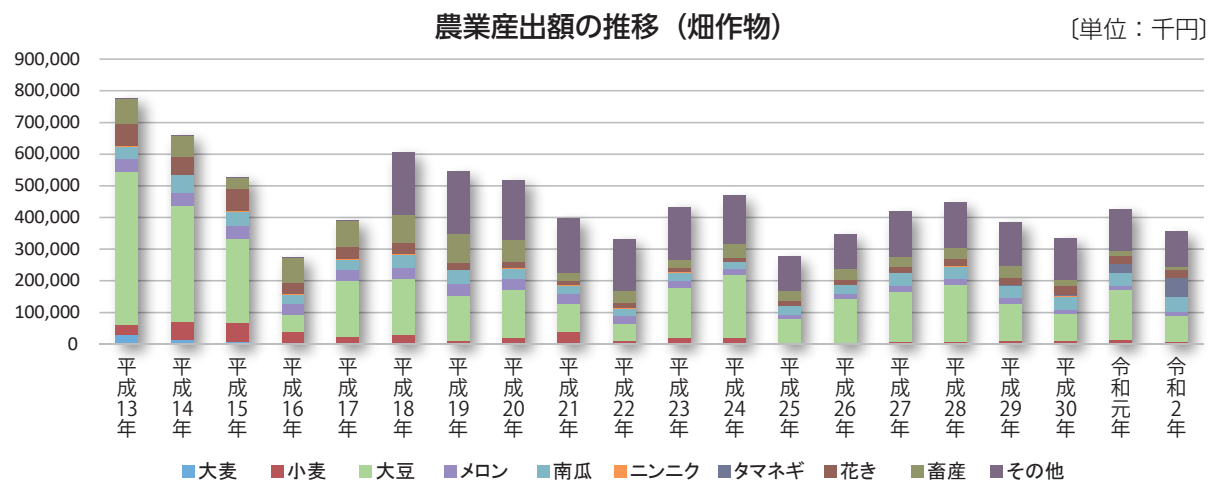
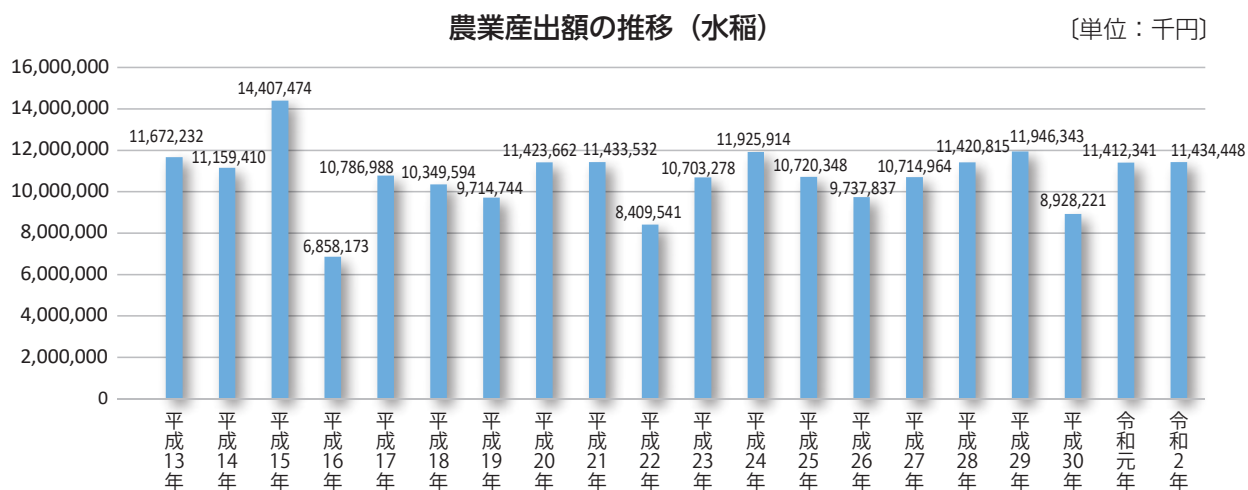


3. 農業産出額の推移

水稻の産出額は、米価が減少している中、類似曲線は横ばいとなっています。畑作物は減少傾向が顕著に表れています。

台風17号による塩害が発生した平成16年は前年の半分にまで落ち込むなど、水稻・大豆ともに大きな被害を受けました。

水稻の比重が多い大潟村においては、米の出来がそのまま産出額に影響してしまいます。

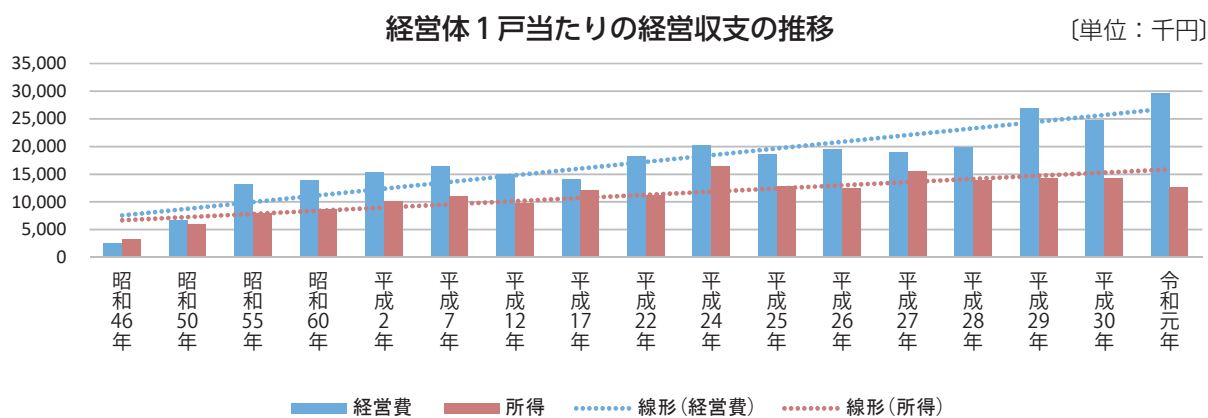


農業産出額（計） 〔単位：千円〕

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
12,449,011	11,818,528	14,934,073	7,131,990	11,176,913	10,955,366	10,260,918	11,943,054	11,832,355	8,742,809
平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
11,137,893	12,394,059	10,998,037	10,083,966	11,132,906	11,867,493	12,332,165	9,264,116	11,838,897	11,790,685

4. 農業経営概況【八郎潟中央干拓地入植農家経営調査報告書から】

経営状況においては、面積の拡大により経営費が上昇傾向にある一方、米価の低迷により所得の増加は緩やかになっています。反面、所得率は減少傾向にあり、農業所得の向上が急務となっています。



5. 環境・消費者ニーズに対応した農法への移行

①環境保全型農業の実施

1980年代半ばに有機農業の取組みが始まり、90年には農薬の空中散布を中止し、全国に先駆けて無農薬栽培、有機栽培が拡大しました。

その背景には、干拓により誕生した大潟村の肥沃な土壌条件が大きく関係しています。

ア. 大幅な減肥を可能とした理由

- ・大潟村の土壌は窒素やカリ、リン酸、ケイ酸、カルシウム、マグネシウムなど、作物に必要な土壌養分が多いため。
- ・カリなど灌漑水から供給される養分が多いため。
- ・稲わらなどの有機物が土壌に還元され、土壌養分として蓄積されるなど、養分の天然供給量が豊富であるため。

イ. いもち病の発生が少ない理由

- ・比較的風が吹く日が多く、いもち病菌が好む多湿条件になりにくいため。
- ・稲体のケイ酸含有率が高く、硬い体質になるため、いもち病菌に冒されにくい。

②有機栽培、減々栽培の取組み

大潟村では、多くの農家が有機栽培、減農薬減化学肥料栽培（化学肥料及び化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減）の取組みを行っています。なかでも有機農業の取組面積は、労働力の不足等により減少傾向にあるものの、全国1位の面積を誇っています。

有機栽培の実施者・取組面積

区 分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
実 施 者 (人)	135	94	90	87	81	78	74	60	58	61
取組面積 (ha)	662	646	526	473	458	449	422	346	332	326

※上記の「実施者」、「取組面積」は、これまで大潟村で実施してきた環境保全型農業関連施策より抜粋した数値。

③各種認証取得への取組み

大潟村では、有機栽培に取り組むほ場のうち、約9割が有機JAS認証または秋田県特別栽培農産物認証を取得しており、高いレベルでの農業生産が実施されています。

■エコファーマー制度

「持続性の高い農業生産方式導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、「秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に定める、化学窒素成分量と化学合成農薬成分回数を慣行レベルから2割以上低減することを基礎的要件とした認証制度です。

令和3年3月末における村内認定者数は50名となっています。認証作物は水稻の他に、大豆、麦、南瓜、メロン等が含まれています。

■秋田県特別栽培農産物認証制度

秋田県内で生産される農産物への消費者の信頼性の向上、消費者ニーズに即した農業生産方式の拡大と流通の適正化を図るため、通常の栽培方式に比べ、農薬や化学肥料の使用を一定以上減らして栽培された農産物を対象として、国の特別栽培農産物に係るガイドラインに基づき制定された、都道府県単位の認証制度です。村内における令和2年度認証取得農家延べ戸数は223戸となっています。



■有機農産物の日本農林規格認証

農林物資の規格化等に関する法律（通称：JAS法）に基づき、有機農産物の日本農林規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果、認定された事業者のみが有機JASマークを使用することができます。

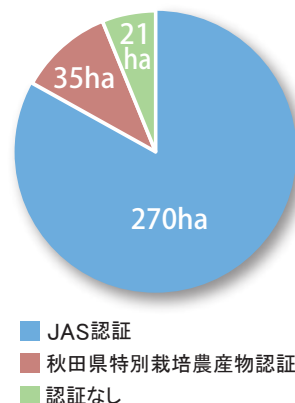
有機農産物の生産の原則

- ・農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。

有機農産物の生産方法の基準

- ・堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に、原則として化学肥料及び化学合成農薬を使用しないこと。
- ・遺伝子組換え種苗は使用しないこと。

令和2年度有機栽培取組面積の認証別の割合



④加工用米・新規需要米の取組

主食用米の国内需要量が減少傾向にある中、大潟村では米の多様な利活用を推進し、加工用米や新規需要米の取組みを実施しています。

新規需要米（米粉用米・飼料用米）については、米粉を利用した6次産業化など需要に応じた生産を行っています。また、加工用米については村内の加工用米集出荷団体が実需者との結びつきを強め、もち米を中心に平成22年から生産面積が拡大し、現在も継続しています。

⑤農産物・加工品の輸出への取組

農林水産物の輸出にオールジャパン体制で取組む方針を国においても示している中、大潟村産の農産物及び加工品を中心に輸出に向けた取組みを推進していくため、大潟村農産物・加工品輸出促進協議会を平成28年度に立ち上げ、国・県・JETROと連携し、主力商品である米及び米の加工食品（グルテンフリーパスタやソース、米粉ミックス、米粉皮餃子）を中心に国内外の展示会へ出展し、海外への売り込みを行っています。

令和3年度には秋田県内初となるパックライス工場が完成し、更なる輸出の拡大が期待されます。



厳選素材 大潟村の特産品



●ソーラーライス



●秋田みそ
あきたこまち・大豆・天然塩使用。



●にんにく
スタミナの素、料理の味を引き立てます。



●大潟育ち (きりもち)



●やわらか有機玄米
食物繊維は白米の約4.8倍。普通のお金で、手軽にふっくら炊き上がります。



●グルテンフリーパスタ



●くり大將
甘くホクホクした食感。



濃厚な甘み
●アムスメロン



上品な甘さ
●秋田甘えんぼ



●銀河のちからラーメン
大潟村産の小麦「銀河のちから」100%麺。



●パンプキンパイ
大潟村産かぼちゃで作った甘さ控えめの手作りパイ。



●こだわり米粉
もちりおいしく、さっぱりヘルシーな大潟村産米100%の米粉。



●パックごはん
大潟村産あきたこまち100%。



●潟たまねぎ
甘みと辛みのバランスが絶妙



●大地の甘酒
秋田県オリジナル糯で作った甘酒



●米粉餃子
米粉の皮で包んだ餃子です。製粉、餃子の生産まで一貫して大潟村で行っています。餡にも大潟村産野菜使用。

100%
大潟村産
米粉使用

モチモチ
食感





令和3年9月

編集・発行 大 湯 村

大潟村案内図

